

令和7年度第1回野田市行政改革推進委員会

令和7年5月28日（水）
13時15分から
市役所低層棟4階 委員会室

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和6年度第6回行政改革推進委員会資料の修正について
- (2) 外郭団体の運営の合理化について
- (3) 附属機関等の整理合理化について
- (4) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進について

3 閉 会

組織の統廃合と組織体制の整備

1 現状等

(1) 現行政改革大綱の方針

行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて部・課の組織について新設、統合、廃止を進める。組織の見直しに当たっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、柔軟で機動的な組織体制とするよう常に検証を進めていくこととする。

○31年度に、次の組織の新設及び移管を行う。

- ・自然経済推進部に魅力推進課を設置する。
- ・生涯学習部の社会体育課をスポーツ推進課に変更し、市長部局の自然経済推進部へ移管する。

○32年度に（仮称）子ども部の新設を検討する。

- ・31年度は、子どもに関する窓口の一本化を図るため、庁内ワーキンググループでの意見を集約し、32年度に（仮称）子ども部の設置を目指す。

○事業の進捗等により、次の組織の統合について検討を行う。

- ・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所及び梅郷駅西土地地区画整理事務所は、事業の進捗に伴い、都市整備課への統合等を行う。
- ・次木親野井土地地区画整理事務所は、清算終了に伴い、業務の重心を台町東特定土地地区画整理事業に移し、早期の事業終了を図り、都市整備課への統合等を行う。

○4年度に、次の組織の新設及び移管を行う。

- ・児童家庭部を健康子ども部、保健福祉部を福祉部に名称変更し再編・強化する。
- ・魅力推進課、広報広聴課の広報部門、商工観光課の観光部門を集約し、臨時的・実験的な組織として、市長直轄のPR推進室を新設する。
- ・広報広聴課の広聴部門については、総務課へ移管する。
- ・商工観光課の商工業務及び労政業務を担当する課として、商工労政課に名称変更する。
- ・保健センター（関宿保健センター）は、健康子ども部へ移管することにより関係課との更なる連携を図る。
- ・子ども支援室は、「子どもの発達相談室」と名称変更し、『発達・療育』に特化し、健康子ども部へ移管する。
- ・こだま学園及びあさひ育成園は、健康子ども部へ移管する。
- ・高齢者支援課と介護保険課は、二課を統合し高齢者支援課とする。
- ・人権・男女共同参画推進課は、福祉部へ移管する。
- ・防災安全課は、計画係と防災係の2係体制とする。また、防犯係は市民生活課へ移管する。

(2) 現行行政改革大綱の方針における組織の新設や分割等の詳細の位置付け

現行行政改革大綱の方針は、「行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて部・課の組織について新設、統合、廃止を進める。組織の見直しに当たっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、柔軟で機動的な組織体制とするよう常に検証を進める」ことであり、各年度における部署名を含む組織の新設や分割等の詳細については、策定に当たり予定していた組織の新設や分割等の例示として記載した。

令和3年度の間見直しに当たっては、複雑化・多様化し、更には高度化・深刻化する行政需要により迅速かつ的確かつ柔軟に対応するため、これまで以上に専門性の強化を図るとともに、臨時的・実験的な組織など従来の型にとらわれない組織へ不断に見直しを行うこととした。行政改革大綱の修正については、方針部分は見直さず、令和4年度に行う組織の新設及び移管の詳細を追記した。

(3) 令和元年度以降の主な見直し

現行行政改革大綱の方針に基づき、行政需要の変化に的確に対応するため、柔軟で機動的な組織体制とするよう常に検証を進め、以下のとおり見直しを行ってきた。

年度	時期	見直し内容	見直し理由
元年度	4月	生涯学習部社会体育課を自然経済推進部へ移管し、スポーツ推進課に改称	スポーツを地域資源の一つと捉え、子どもから大人まで市民全体が取り組めるスポーツを活かしたまちづくりを推進するため
		魅力推進課の新設	市の魅力発信の取組を強化するため
		次木親野井土地地区画整理事務所を関宿地区土地地区画整理事務所に改称	次木親野井土地地区画整理事業の清算終了に伴い、業務の重心を台町東特定土地地区画整理事業に移し、早期の事業終了を図るため
	10月	児童家庭課児童相談係を課に格上げし、子ども家庭総合支援課を新設	個々のケースの問題解決に当たる社会福祉士等のケースワーカーを増員するとともに、保健師や精神保健福祉士等の専門職を配置し、児童虐待事案に係る体制を強化するため
3年度	6月	新型コロナウイルスワクチン接種対策室の新設（市長直轄、臨時）	ワクチン接種に係る体制を強化するため
	2月	愛宕駅前出張所の新設	民間施設の有効活用を図るとともに、市民の利便性の向上及び本庁市民課窓口への利用客集中の解消を図るため
4年度	4月	魅力推進課、広報広聴課の広報部門、商工観光課の観光部門を集約し、PR推進室に改	市の魅力発信力を強化し、効果的に市の情報を発信するため

		編（市長直轄、臨時）	
		保健福祉部の保健センターを児童家庭部に移管し、児童家庭部を健康子ども部に改称	子どもに関する窓口を一本化するため
		高齢者支援課と介護保険課を統合して高齢者支援課とし、保健福祉部を福祉部に改称	高齢者へのサービスを一体的かつ効率的に実施するため
5年度	4月	補修事務所を道路サービス課に改編	市民からの道路の補修要望等の窓口を一本化するとともに、体制を強化し舗装補修を迅速に行うため
		行政管理課情報政策係を課に格上げし、情報政策課を新設	デジタル社会の実現に向け、全庁的な事務見直しやDXを推進し、市民サービスの向上を図るため
		新型コロナウイルスワクチン接種対策室の廃止	保健センターに事務を移管したため
		市政推進室に鈴木貫太郎記念館建設準備担当を新設	鈴木貫太郎記念館建設の早期再建に向けて体制を強化するため
6年度	4月	庁議に係る事務を総務課の文書法規係に移管し、法務室に改編	例規審査に係る事務と庁議に係る事務を集約し、市政運営の重要施策等について迅速に意思決定を行うため
		公共施設適正管理対策担当を公共施設管理課に改編	公共施設全体の状況を同水準で包括的に把握し、より効率的な施設管理を進めるため
	10月	みどりと水のまちづくり課に鳥獣対策係を新設	イノシシ等の鳥獣対策について、目撃情報及び駆除件数が増加傾向にある中で、課をまたいで対応となっていることから、事務の効率化及び体制強化を図るため

2 課題

- ・ 少子高齢化の進行、人材・労働力不足、人件費の上昇、物価の高騰、デジタル社会への急速な変化など社会経済情勢が目まぐるしく変化し、行政需要がますます複雑化・多様化し、更には高度化・深刻化していることに伴い、新たに生じる行政課題について判断を迫られる事案が増加しており、その判断が各部局長から副市長に集中し、時間を要することでボトルネックとなり、迅速かつ十分な対応ができていない。また、国等関係機関の協力が必要になるような課題が山積していることから、より円滑に市政を推進していくため、国等関係機関との関係を強化する必要がある。
- ・ 各所属間の横の連携が十分ではなく、自ら主体的に業務を行う意識が低い。
- ・ 公務員は、身分が保証されていることなどにより以前は離職率が低かったが、近年においては、野田市に限らず、就労への意識が変化し、転職のハードルが下がったことに伴い、人材確保はもとより、組織体制の維持が難しくなっていることから、**管理職を含め自己都合退職が発生しても維持できる体制にしなければならない。**
- ・ 組織を維持、発展させていくため、人材の確保及び育成に当たっては、これまでの手法にとらわれず、**飛び級による積極的な登用など、より効果的な手法に**

より行わなければならない。

3 次期行政改革大綱の方針の考え方

行政需要がますます複雑化・多様化し、更には高度化・深刻化していることに伴い、新たに生じる行政課題に迅速かつ的確かつ柔軟に対応する必要性が生じた場合、例示とはいえ詳細な事項が定まっていると、その事項と異なる対応が必要な場合に支障を来し、迅速かつ的確かつ柔軟に対応できないことが想定し得るため、次期行政改革大綱においては、方針のみを位置付け、部署名を含む組織の新設や分割等の詳細について、例示を含めて記載しないこととし、それらは全て実施計画に位置付けることとする。

4 次期行政改革大綱の方針

行政需要がますます複雑化・多様化し、更には高度化・深刻化していることに伴い、新たに生じる行政課題に迅速かつ的確かつ柔軟に対応するため、市民サービスの質の向上を第一に、市民に分かりやすい簡素で効率的な組織を基本とすることに加え、これまで以上に専門性の強化を図るとともに、臨時的・実験的な組織など従来の型にとらわれない組織を含め、不断に新設、分割、統廃合等を行い、縦割りを排除して機動的な組織に見直すとともに、多様な主体と協働し、組織を更に発展させていく。

また、山積していく行政課題に迅速に対応し、より円滑に市政を推進していくため、国等関係機関との関係を強化し、~~例えば国に副市長の派遣を依頼し、副市長を2人とするなど、体制を強化する。~~

さらに、組織を維持、発展させていくため、~~管理職を含め職員の一定の離職を想定して計画的に終身雇用の実質的崩壊による離職を前提として~~人材を確保するとともに、適切な人事評価により、~~飛び級を含め~~積極的な登用を進め優秀な人材を育成していく。

5 令和7年度に予定している主な見直し

令和7年度においては、以下のとおり見直しを予定している。令和8年度以降も引き続き、社会経済情勢の変化による行政需要の複雑化・多様化等に合わせて、不断に必要な見直しを行っていく。

- ・市政推進室は、業務範囲が明確ではなく、十分にその役割を果たしているとは言えないことから、業務範囲を明確化する。
- ・PR推進室は、フラットな組織としたが、そのメリットを生かして新たな企画ができず、祭りなどイベントの準備に時間が割かれ、PRに当たって客観的な視点に欠けてしまう等の課題があることから、業務を絞り込む。
- ・高齢者支援課は、業務の効率化を図るため、令和4年度に高齢者支援課と介護保険課を統合したが、所属長による進行管理が難しいなどの状況があることから、高齢者支援課、介護支援課、地域包括支援センターに分割する。
- ・まめバスを始めとした地域交通に係る施策を推進するため、交通政策室を新設する。
- ・災害時における指揮命令系統をより明確にするため、危機管理部を新設し、市民生活部の防災安全課を危機管理課に改称した上で危機管理部に移管する。
- ・公共施設管理課について、各施設の修繕の優先順位を付けるに当たり、財政局との連携が重要になることから、企画財政部に移管する。

行政サービスの広域化（一部事務組合等の活用）

1 現状等

（1）現行政改革大綱の方針

本市は、これまで一部事務組合において共同処理できる行政サービスについても、単独で処理してきたが、今後は、既存の行政サービスについても一部事務組合等の活用について検討する。

また、今後、人口の減少や高齢化が一段と進み、税収も減少傾向になることが確実な状況であることから、行政サービスの効率化を図るため、国が検討している「圏域」の動きを注視し、圏域単位の行政が制度化された際に、直ちに活用できるように検討する。

一部事務組合等への加入や、圏域単位の行政を活用した広域化の検討に当たっては、本市が、千葉県北西部の先端に位置している地理的特性を踏まえ、県内近隣の団体との行政サービスの連携に限らず、効率的な運用が図られる可能性の高い隣接する埼玉県、茨城県の団体との連携を積極的に検討する。

（2）一部事務組合について

一部事務組合は、地方自治法第 284 条第 2 項に基づくもので、事務の一部を共同して処理するために設立する特別地方公共団体である。自治体の規模により、一つの自治体では適切に処理していくことが困難な事務に対する場合や、複数の自治体で取り組む方がより効率的で、質の高い住民サービスが提供できる場合など、県、市区町村がその行政区域を越えて連携、協力し、地方協団体間で事務の共同処理を行うものである。構成団体の負担金や手数料を財源として運営されており、一部事務組合が処理する事務は、上水道、消防、ごみ処理、し尿処理、病院、斎場、消防、水防等多岐にわたる。

千葉県内では、令和 6 年 1 月現在で、41 の一部事務組合が設置されており、野田市では、千葉縣市町村総合事務組合、北千葉広域水道企業団の 2 組合に加入している。

近隣自治体において、火葬場、斎場、ごみ処理場及びし尿処理場を共同処理している自治体は多くある中で、野田市では、斎場については、野田斎場は平成 3 年 8 月、関宿斎場は昭和 40 年 4 月、清掃工場については、昭和 60 年 2 月に建設されているが、一部事務組合について検討した経緯は確認できなかった。

◆近隣自治体が加入する主な一部事務組合（令和 6 年 4 月 1 日現在）

県	組合名	構成市町村	設立日	主な共同処理事務
千葉県	千葉縣市町村総合事務組合	県内全市町村(54)、一部事務組合の一部(38)、広域連合(1)	S30. 11. 1	常勤職員の退職手当の支給、公務災害(非常勤職員、非常勤消防団員等)に関する業務など ※退職手当の支給、公平委員会に関する事務は野田市独自で処理
	東葛中部地区総合開発事務組合	柏市、流山市、我孫子市	S35. 5. 2	火葬場、障害者支援施設みどり園、共同生活援助事業所の運営

	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	柏市、白井市、鎌ヶ谷市	S41. 5. 4	し尿処理、ごみ処理、余熱利用施設の運営、都市公園の運営
	四市複合事務組合	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市	S45. 10. 31	特別養護老人ホーム三山園、斎場の設置・運営
	北千葉広域水道企業団	千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市、八千代市	S48. 3. 1	水道用水供給事業
茨城県	茨城県市町村総合事務組合	県内全市町村(44)、一部事務組合(38)、広域連合(1)	S50. 7. 1	退職手当、消防賞じゅつ金、消防災害補償、非常勤公務災害、市町村会館管理に関する事務など
	茨城租税債権管理機構	県内全市町村(44)	H13. 4. 1	市町村税の滞納整理及び徴収に関する研修会の開催
	常総衛生組合	常総市(旧水海道市区域)、守谷市、坂東市(旧岩井市区域)、つくばみらい市	S37. 4. 20	し尿処理
	さしま環境管理事務組合	古河市(旧三和町、旧総和町区域)、坂東市、五霞町、境町	S38. 5. 25	し尿処理、ごみ(一般廃棄物)処理、墓地及び斎場の管理、コミュニティセンター及び運動場の運営
	茨城西南地方広域市町村圏事務組合	古河市、下妻市、常総市(旧石下町区域)、坂東市、八千代町、五霞町、境町	S46. 3. 31	消防、救急医療の確保に関する事務、養護老人ホーム、特殊湛水防除施設の運営
埼玉県	埼玉縣市町村総合事務組合	県内全市町村(59)、一部事務組合(36)	H18. 10. 1	常勤職員の退職手当の支給、公務災害(非常勤職員、非常勤消防団員等)に関する業務など
	埼玉葛斎場組合	春日部市、蓮田市、白岡市、杉戸町	S31. 1. 24	火葬場、葬祭場の運営
	広域利根斎場組合	加須市、久喜市、幸手市、宮代町	S63. 4. 1	火葬場、葬祭場の運営
	吉川松伏消防組合	吉川市、松伏町	S46. 4. 1	消防、救急
	埼玉東部消防組合	加須市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町	H25. 4. 1	消防、救急
	江戸川水防事務組合	三郷市、吉川市、春日部市、松伏町	S39. 8. 1	水防
複数県	利根川栗橋流域水防事務組合	五霞町、春日部市、幸手市、久喜市、杉戸町	S39. 3. 23	水防

※網掛けは、野田市が加入している一部事務組合

(3) 野田市の取組

①ごみ処理の広域化の検討

閑宿地域のごみ処理については、可燃ごみ、不燃ごみともに、収集はそれぞれ民間事業者へ委託し、不燃ごみは野田市リサイクルセンターで処理しているが、可燃ごみの処理は市外の民間処理施設へ委託している。そのため、自区内処理を基本とする考えのもと近隣の一部事務組合への加入等、広域化についても検討している。

新清掃工場については、自区内での建設を計画していたため、現行の「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」では、広域化の対象となっていなかったが、令和4年12月に、自区内での建設計画を白紙とせざるを得ない状況となったことから、広域化も一つの選択肢とし、千葉県が主催する「ごみ処理の広域化に関する意見交換会」に参加するなど、広域化の実現可能性についても検証している。

そのような中、環境省は「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（令和6年3月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物処理適正推進課長通知）」で、都道府県が主体となり、令和9年度末を目途に長期広域化・集約化計画を策定するよう通知した。

千葉県でも本通知を踏まえ、2050（令和32）年度までを計画期間とする新たな「長期広域化・集約化計画」を策定するために必要な調査等を進めているところであり、市町村の意向確認も行った上で、ブロック割りを行い検討を進めていく予定のため、今後は、本市としても積極的に関わり、実現可能性を検証していく。

2 課題

- ・生産年齢人口の減少などにより、市税の減少が見込まれている状況において、継続的に質を落とさず市民サービスを提供するため、業務の効率化やコスト削減も期待できることから、あらゆる業務について、広域的な視点で考え、一部事務組合の活用や自治体間の共同運営等について検討する必要がある。
- ・一部事務組合等の加入や自治体間の共同運営等に当たっては、本市の地理的特性を踏まえ、隣接する埼玉県、茨城県の団体も含め連携を検討する必要がある。
- ・野田市独自で処理している公平委員会に関する事務について、~~公平中立の観点から~~市とは別の団体が事務局を行った方がより公平性・中立性を確保でき、また、案件が少ないことから事務の効率化も図れるため、千葉県市町村総合事務組合での共同処理を検討する必要がある。
- ・旧関宿地域の可燃ごみの処理及び新清掃工場については、自区内処理を基本とする考えのもと、広域化も選択肢の一つとしてあらゆる方策について検討する必要がある。さらに広域化については、千葉県が策定する新たな「長期広域化・集約化計画」にあわせ、検討の深度化を図る必要がある。
- ・圏域については、引き続き国の動きに注視し、具体的な方策が示された場合には、活用できるかどうか速やかに検討する必要がある。

3 次期行政改革大綱の方針

継続的に質を落とさず市民サービスを提供するため、あらゆる業務について、広域的な視点で考え、隣接する埼玉県や茨城県の団体など県内外を問わず、一部事務組合等の活用や自治体間の共同運営等について検討する進めていく。

野田市独自で処理している公平委員会に関する事務について、~~野田市独自で処理しているが、公平中立の観点から、市とは別の団体が事務局を行った方がより公平性・中立性を確保できることから、~~より公平性・中立性を確保し、事務の効率化を図るため、千葉県市町村総合事務組合での共同処理を検討する。

新清掃工場については、引き続き広域処理も選択肢の一つとしてあらゆる方策について検討する。

民間施設の有効活用

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

きめ細やかな行政サービスを提供するため、必要な施設やスペースを確保する場合は、その必要性や費用対効果等を検証し、既存の施設だけでなく民間施設や空き家等の活用について柔軟に検討することが重要である。

また、市営住宅については、修繕費等の維持管理にかかる財政負担を軽減するため、借上げ公営住宅制度の活用を検討する。

(2) これまでの取組

①イオンノア店内の会議室貸出について

市民活動支援センターでは、市民活動団体の活動の場を広げることを目的に、イオンノア店3階の空きスペースを賃借し、平成31年1月から市民活動支援センター登録団体への貸出を行っているほか、賃借している会議室の一部を期日前投票所の会場として活用している。

令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策による利用制限や新型コロナウイルスワクチン集団接種会場として使用したことから貸出を中止していたため、利用件数が減少した。

◆利用件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (9月末現在)
利用件数	44件	379件	186件
利用時間	140時間	1,283時間	630時間

②民間施設有効活用庁内検討会の設置

超高齢社会の到来により、移動が困難となる市民の増加が予想される中で、行政サービスの拠点や地域住民の交流拠点が必要となることから、活用が可能な既存の民間施設の選定及び活用に係る検討を行うため、令和元年度に、副市長を座長とし、各主管者で構成する「民間施設有効活用庁内検討会」を設置した。

新たなサービス拠点の候補地について、庁内で照会を行った結果、85施設挙げられたことから、令和3年4月の第4回検討会において、駅や大型店舗など一定の利用者が見込める、駐車場が完備されている、新規に建てるよりは安価であるとの基準を満たしている施設の選定を行った結果、東京電力パワーグリッド野田営業所やイオンノア3階空きスペース、ヨークプライス野田店、船形中央会館の4施設に絞り込んだ。令和3年5月の第5回検討会における検討結果、4施設のうち、ヨークプライス野田店への愛宕駅前出張所の開設及び船形中央会館を利用した多世代交流センターの設置を決定した。

◆開催実績

	開催日	検討内容
第1回	令和2年1月30日	各担当課で把握している施設の情報提供依頼について
第2回	令和2年5月15日	地域における新たな行政サービス提供拠点の洗い出しについて
第3回	令和2年6月30日	地域における新たな行政サービス提供拠点の洗い出しに係る照会結果について
第4回	令和3年4月20日	新たな行政サービスの提供拠点となる施設の検討について
第5回	令和3年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨークプライス野田店を活用した愛宕駅前出張所の開設について ・船形中央会館を活用した多世代交流センターの設置について
第6回	令和3年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・愛宕駅前出張所の運営方法について ・船形中央会館運営委員会との協議結果について
第7回	令和3年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・愛宕駅前出張所の開設に向けた進捗状況について ・船形多世代交流センターの有効活用について

③愛宕駅前出張所の開設

野田市の出張所は、他自治体と比較して市民の利用が少なく、本庁に集中しており、市民が利用しやすい場所への設置が課題となっていた中で、駅近の利便性を生かし、愛宕駅の利用者や買い物客などの利用を見込めるヨークプライス野田店内に、令和4年2月1日から「愛宕駅前出張所」を開設した。

開所時間については、近隣市の駅近の出張所における開所時間及び駅利用者や買い物客の利用を考慮し、平日は9時から20時まで、土曜日は9時から17時30分までとした。

また、平日火曜・木曜日の午後8時まで開設していた市民課の夜間窓口について、愛宕駅前出張所の開設やコンビニ交付サービスの利用率の向上により、利用者が減少したことから、令和4年度をもって廃止し、夜間窓口を愛宕駅前出張所に一本化した。

◆愛宕駅前出張所の利用件数

申請項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (9月末現在)
市民課関係（戸籍・証明発行等）	16,052	13,176	7,326
国保年金関係（保険証交付等）	896	1,219	667
市民生活（自治会届出等）	17	33	11
税（納付・証明発行等）	1,811	1,636	541
環境（ごみ袋・犬登録等）	1,478	1,746	873
福祉関係（助成金申請等）	665	1,260	562
児童関係（児童手当等）	285	461	305
まめバス（回数券）	42	98	53
その他（電話相談等）	1,322	2,380	1,741
合計	22,568	22,009	12,079

◆夜間窓口利用件数（市民課・愛宕駅前出張所）

利用施設	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民課	2,991	1,555	1,064	934	廃止
愛宕駅前出張所	—	—	275	3,657	5,317

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び3年度は市民課の夜間窓口を休止した期間あり

④船形多世代交流センターの開設

船形中央会館は、昭和62年12月以降、船形地域における社会教育及びコミュニティの場として長年に亘り貢献してきたが、令和元年5月に地元自治会から施設の維持管理を地元のみで行っていくことは不可能である旨の要望書が提出された。

それを受けて、市として、超高齢社会が進み移動が困難となる市民の増加が予想される中で、地域のコミュニティの核となる身近な交流拠点は必要であると考えており、複数の自治会の核となる施設のニーズがより一層高まることが想定されることから、船形中央会館運営委員会から無償譲渡を受け、趣味や娯楽を通じた世代間の交流や仲間づくりを目的とし、対象地域をコミュニティセンターよりも狭く、自治会館より広く捉えた、「船形多世代交流センター」を令和5年4月1日から開設した。

◆利用実績

	令和5年度	令和6年度(9月末現在)
利用者数	3,753人	1,993人
利用料金収入	297,200円	186,400円

⑤市営住宅の民間住宅の借上げ

市営住宅は、建築後40年以上経過した建物が多く、老朽化が進んでおり、設備等も含め適切な修繕や維持管理が必要となっている。耐用年数（木造30年、鉄骨造45年、鉄筋コンクリート造70年）を超過した場合でも、必ずしも建物構造体の劣化が進行しているとは限らないが、市営住宅としての有用性がなくなった建物の計画的な用途廃止、それを補填する住宅ストックの確保等が必要となっている。

また、募集戸数を超える応募がない状態が続いている状況、社会情勢や財政状況を鑑みると、市営住宅の建替えについては、従来の「市が直接建設し、維持・管理する住宅供給方式」ではなく、「民間が建設し維持・管理する住宅を市が市営住宅として借り上げる住宅供給方式（借上型市営住宅）」の導入が有効であるため、令和8年度中の導入を目指し、現在、制度設計を行っている。

◆市営住宅一覧（令和5年度末現在）

団地	団地名	住宅名	所在地	建設年度	耐用年数	階数	管理戸数
1	宮崎	宮崎団地1号棟	宮崎80-1	S43	70	4	24
		宮崎団地2号棟		S44	70	4	24
2	七光台	七光台団地	七光台459	S45	45	2	50

3	大和田	大和田団地	山崎 1279	S46	45	2	37
4	西大和田第1	西大和田団地1号棟	山崎 1314	S47	70	4	32
5	西大和田第2	西大和田団地2号棟	山崎 1283	S48	70	4	32
		西大和田団地3号棟		S49	70	4	24
6	西大和田第3	西大和田団地4号棟	山崎 1328-2	S50	70	3	24
		西大和田団地5号棟		S51	70	3	18
7	上花輪	上花輪団地1号棟	上花輪 498	S55	70	3	24
		上花輪団地2号棟		S54	70	3	18
		上花輪団地3号棟		S56	70	3	18
8	七光台中央	七光台中央団地	七光台 179	S60	70	3	18
9	鶴奉	鶴奉団地1号棟	鶴奉 335-1	H4	70	5	30
		鶴奉団地2号棟	鶴奉 84-4	H6	70	5	30
10	宮崎西	宮崎西団地1号棟	宮崎 80-7	S42	70	4	31
		宮崎西団地2号棟		S43	70	4	31
		宮崎西団地3号棟		S44	70	5	30

※網掛けは耐用年数超過

◆市営住宅入居状況（令和5年度末現在）

	団地名	管理戸数	入居戸数	空家戸数	空家率(%)
1	宮崎団地	48	47	1	2.1
2	七光台団地	50	25	25	50.0
3	大和田団地	37	31	6	16.2
4	西大和田第1団地	32	29	3	9.4
5	西大和田第2団地	56	49	7	12.5
6	西大和田第3団地	42	35	7	16.7
7	上花輪団地	60	49	11	18.3
8	七光台中央団地	18	18	0	0.0
9	鶴奉団地	60	43	17	28.3
10	宮崎西団地	92	87	5	5.4
	合計	495	413	82	16.6

2 課題

- ・超高齢社会の到来により、市民の移動が困難になることが想定されるなど、多様な行政需要に対応する必要があるが、既存施設では対応が困難であり、新たな施設を検討する場合には、多額の費用と相当期間が必要となることから、引き続き、**空き家等を始めとした民間の既存施設の有効活用を検討する進めていく**必要がある。
- ・民間の既存施設の有効活用にあたっては、民間との協働も含めて検討する必要がある。
- ・市営住宅について、借上型市営住宅供給方針を策定し、令和8年度中に導入を進める必要がある。

3 次期行政改革大綱の方針

多様な行政需要に対応するため、新規事業や事業の拡充を行う際に、既存施設の活用での対応が難しく、新たな施設を検討する必要がある場合は、未利用となっている~~空き家等の~~民間施設の有効活用について、民間との協働も含め、引き続き~~検討を行う~~進めていく。

市営住宅について、借上型市営住宅供給方針を策定し、令和8年度中に導入を進める。

令和 6 年度第 6 回行政改革推進委員会資料 修正箇所一覧

令和 6 年度第 6 回行政改革推進委員会資料について、行政改革推進委員会の中で頂いたご意見を踏まえ、下表のとおり修正しました。

No	開催	資料	頁	修正箇所	修正内容
1	第 6 回	1-1 組織の統廃合と組織体制の整備	P. 3	2 課題	文言の追加
2	第 6 回	1-1 組織の統廃合と組織体制の整備	P. 4	4 次期行政改革大綱の方針	文言の修正
3	第 6 回	1-2 行政サービスの広域化（一部事務組合等の活用）	P. 3	2 課題	文言の修正
4	第 6 回	1-2 行政サービスの広域化（一部事務組合等の活用）	P. 3	3 次期行政改革大綱の方針	文言の修正
5	第 6 回	1-3 民間施設の有効活用	P. 4	2 課題	文言の修正
6	第 6 回	1-3 民間施設の有効活用	P. 5	3 次期行政改革大綱の方針	文言の修正

外郭団体の運営の合理化

●一般財団法人野田市開発協会

1 現状

(1) 現行行政改革大綱の方針

経営の安定化に向け、経費削減と更なる利用客の増加を図るため、次の取組を推進するよう指導・監督を行っていく。

- ・経営の安定化にとって一番重要な要素は集客であり、今後の集客数の増加、最低でも現状維持は必須の課題であり、これまで以上の集客に向け取り組む必要がある。
- ・今後、本計画期間内に退職となる 15 人の対応は、人件費を増大させないため、これまで培った経験を持つ再雇用による対応を基本に検討していく。
- ・現在、市が行っている財政支援の建設時の借入に対する償還金の猶予、地権者との協議による借地料の 30% の削減、みどりのふるさと基金への寄付（一人あたり 300 円）の免除については、安定した経営を維持していくため継続する。

ただし、建設償還金については、平成 33 年度末に償還は終了するが、運営費に係る借入金の償還は平成 35 年度に完了することから、今後、運営が上向き、安定化が図られた段階で、これまでの猶予分の分割償還を含め取扱いを検討する。

- ・利用料金については、入場者数に影響のない範囲で、必要に応じて値上げも検討し、まずは、平成 31 年 10 月の消費税率の引上げへの対応を行う。

現在、平日、休日ともに同額となっているひばりコースの市民の利用料金については、休日の市民利用が 20% から 30% に上昇し、利用料金の高い市外利用者がその分減少している状況にあることから、休日については、利用料金の高い市外利用者の割合を高めるため、休日の市民利用料金を引き上げ、市民利用はなるべく平日となるような見直しの検討が必要である。また、ひばりコースについては、季節料金の割引についても見直しの検討が必要である。

- ・協会の経営安定化に向けた、多角的な経営として、若者から高齢者まで幅広い年代や家族で楽しむことができるパークゴルフ場の整備を検討する。

(2) 法人の概要

所在地	野田市瀬戸 1111 番地				
代表者名	理事長 今村 繁 (野田市副市長)	設立	昭和 36 年 5 月 31 日		
基本金	70,000 千円	うち市出資金	35,500 千円	市出資比率	50.7%
役員数	7 人	職員数	26 人 (パート、再雇用 含まず)	決算時期	3 月
設立目的等	市から受託する緑地、児童遊園、公共施設等の管理等に関する事業、市が設置する都市公園及び公園施設の管理に関する事業、市が設置する都市公園に公園施設を設け、管理を行うことに関する事業を実施することにより、都市環境の整備、活用及び改善並びに市民サービスの充実を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・野田市都市公園の機能管理 (受託事業) ・野田市総合公園の運営管理 (指定管理者) ・野田市パブリックゴルフ場 (ひばり・けやきコース) の運営管理 				
その他	平成 26 年 4 月 1 日、一般財団法人へ移行				

※役員 7 人のうち市職員は、理事長を含め、自然経済推進部 (副理事長)、企画財政部長 (理事)、

総務部長（理事）の4人
 ※従業員数は、令和7年4月1日現在

(3) これまでの法人の取組

① 経営の安定化に向けた取組

ア 計画入場者数の設定

適正な利用料金とサービスの向上を柱として、下記の計画入場者数を目標としている。（令和5年度の入場者数を基本に、過去の台風や降雪等の影響による休場日を考慮し、6年度の計画入場数を算出した。）

◆入場者数実績及び令和6年度計画入場者数

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 ①	6年度計画 ②	増減 ②-①
ひばり	37,718人	45,308人	62,732人	62,468人	61,597人	59,745人	▲1,852人
けやき	44,694人	34,087人	43,485人	47,116人	46,720人	41,340人	▲5,380人
合計	82,412人	79,395人	106,217人	109,584人	108,317人	101,085人	▲7,232人

イ 利用料金の見直し

利用料金について、ひばりコースの市民の利用料金が、平日と土日祝日で同額であったことから、市民の休日利用が増加し、利用料金の高い市外利用者がその分減少していたため、利用料金の高い市外利用者の休日利用の割合を高めることとし、令和3年10月から、市民の土日祝日利用料金を18ホールプレーで2,100円、早朝及び午後の9ホールプレーで1,000円増額した。なお、けやきコースの利用料金に変更はない。

◆ひばりコース利用料金（乗用カート付）

プレー種別	曜日	市民		市外	
		3年9月まで	3年10月以降	3年9月まで	3年10月以降
18ホール	平日	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円
	土日・祝日	4,600円	6,700円	8,800円	8,800円
早朝・午後 9ホール	平日	2,700円	2,700円	2,700円	2,700円
	土日・祝日	2,700円	3,700円	4,600円	4,600円

◆けやきコース利用料金 ※市民、市外同一料金

プレー種別	曜日	料金	
18ホール	平日	10,600円（食事、乗用カート付）	
	土日・祝日	16,400円（食事、乗用カート付）	
早朝9ホール	平日	3,300円（手引カート付）	
	土日・祝日	5,500円（手引カート付）	
午後9ホール	平日	乗用カート	手引カート
		4,400円	3,300円
	土日・祝日	6,600円	5,500円

ウ 入場者増加策

ひばりコース、けやきコース両コースに、平成 23 年度からインターネット予約の導入を行うとともに、平成 26 年度からクレジットカード決済を導入する等、利用者の利便性の向上を図り、以下のとおり、各コースの実状に合った入場者増加策を引き続き実施した。

さらに、リピーターの確保と併せ新規利用者の増加を図るため、ロコミ等による利用者からの意見等を踏まえたコース整備に重点的に取り組んだ。

◆ひばりコース

○スループレーの導入

ゴルフのみを純粋に楽しみたい方を対象として、平成 25 年度から休憩を挟まずに 18 ホールをプレーするスループレーを導入した。

○2サム保証割増料金を継続

なかなか予約できないという利用者の声に応えるため、2人でプレーする場合の2サム保証に割増料金を設けて、組み合わせによる利用を促している。

- ・2サム保証割増料金（平日 2,000 円、土日祝日 4,000 円）
- ・2組5名の場合の割増料金（平日 500 円、土日祝日 1,000 円）

○特別割引の継続

- ・ポイントカード割引（市民 10%、市外 5%還元）
- ・市民特別割引（月曜日限定 500 円割引）

○早朝又は午後 9 ホールプレーを継続

- ・早朝は、3月から11月まで、午前6時からの9ホールプレー
- ・午後は、通年で、午後からの9ホールプレー
（午後9ホールプレースタート時間は、時期により異なる。）

◆けやきコース

○特別割引を継続

- ・ポイントカード割引（市民 10%、市外 5%還元）
- ・市民特別割引（月・金 1,000 円割引）
- ・マイバースデー割引（全日 500 円割引）
- ・レディース&シニア割引（1,100 円割引）
- ・コンペ割引サービス（2組8人以上のコンペを対象に1人当たり 500 円割引）
- ・けやき友の会（市民対象：年会費 10,000 円で毎回 2,000 円割引）
- ・けやきワンイヤークラブ（市外対象：年会費 13,000 円で毎回 2,000 円割引）
- ・夏季、冬季割引（平日 1,000 円割引、休日 2,000 円割引）
（夏季は7月から9月まで、冬季は1月から2月まで）

○早朝又は午後 9 ホールプレーを継続

- ・早朝は、4月から9月まで、午前6時からの9ホールプレー
- ・午後は、通年で、午後からの9ホールプレー
（午後9ホールプレースタート時間は、時期によって異なる。）

エ パークゴルフ場整備の検討

多角的経営の観点から、パークゴルフ場の整備について、用地の確保や管理運営方法を検討する中で、既存のゴルフ場の空き地部分を利用でき、施設管理やコースメンテナンスをゴルフ場の管理部門等と共有することで、イニシャルコストやランニングコストを抑えることができることから、パブリックゴルフ場のひばりコース内を候補地として、近隣のパークゴルフ場の現地調査を行い、整備図面や施設の運営形態等の詳細な情報を収集し、整備費やコース設定、運営経費等を検討した。

近隣のパークゴルフ場は、運営体制や立地などの条件は異なるが、隣接する集客施設の収入と合わせて採算が取れている施設はあっても、パークゴルフ場の利用料金収入のみで採算が取れている施設はなく、集客性や採算性が課題となっている。また、候補地として検討しているパブリックゴルフ場のひばりコース内が河川敷の施設であること踏まえると、冠水時の対応や費用のほか、駐車場スペースの問題、ゴルフコースからの飛球対策、また近年の建設費高騰など多くの課題もあることから、自主事業による整備運営については、現状難しい状況であると考えている。

◆現地調査した施設

- 吹上パークゴルフ場（鴻巣市）…河川敷に設置
- 泉公園パークゴルフ場（印西市）…野田市パークゴルフ協会が利用
- 橋ふれあい公園パークゴルフ場（香取市）…令和4年度にパークPFIで整備

②経費削減策

ア 職員給与等の削減

開発協会の職員代表及び職員組合との合意の下、平成26年4月から給与の8%を削減するとともに、地域手当3%を廃止した。平成27年4月からは、給与の削減率を8%から6%に引き下げ、さらに、令和7年1月から4%に引き下げ、現在も継続している。

また、賞与については当該年度の利益状況に応じた支給率を決定し支給している。

イ 職員配置等の適正化

令和元年度から定年退職による職員の補充は、再雇用により対応しているが、長期的な資金計画に基づく運営、人件費の適正化を図るため、職員の年齢層が高いことを踏まえ、現在、退職補充及び組合交渉で合意した65歳定年の実施に合わせた新規職員の採用を含め、職員配置について検討している。

(4)市の支援策

ア パブリック・ゴルフ場の借地料の引下げ

パブリック・ゴルフ場の土地の借地料については、市が地権者と契約を締結し、市から地権者に借地料を支払い、使用者である開発協会は、市に対し借地料と同額の使用料を支払っている。

市は、契約当時の土地の評価額に基づき算出した借地料を毎年度支払ってきた。平成26年度からは、開発協会の経営の安定化を図るため、地権者の協力の下、借地料を3割減額しており、けやきコースは平成30年3月、ひばりコースは平成31年3月にそれぞれ3割削減した額で20年間の借地契約を締結している。

イ 建設償還金相当分の使用料の納付猶予終了

野田市パブリックゴルフ場けやきコースの建設費用については、建設償還金相当分の使用料として、市に納付することとしていたが、経営の悪化を受け、平成24年度から令和5年度まで使用料の納付を猶予している。

開発協会から、令和6年度におけるこの先10年間の長期資金計画において経営再建の見通しが立ったことにより、使用料の納付猶予の終了及び償還残高11億6,893万904円について分割での納付を再開したいと市に申出があり、これを受け、市は現在の開発協会の経営状況を踏まえ、使用料の基本額を当面の間、年3,000万円とし、令和7年度から納付の再開を承認することとした。基本額の設定については、例年、事業計画について、3,000万円の利益見込みで事業予算を組んでいる中、6,000万円の利益実績を上げていること、また、台風等の影響による長期クローズ等による損失分を計画予算では2,500万円から3,000万円の間に見込んでいることなど、入場者数の推計を踏まえた令和7年から9年までの収支見込からも、当面の間3,000万円を基本とすることについて、妥当であると判断した。

なお、納付の再開に当たって締結した覚書では、経営状況を踏まえ3年ごとに見直しを行うこととし、開発協会の収支決算において赤字が見込まれる場合は基本額の減額又は先送りするなどの条文を付している。

ウ 都市公園整備基金を活用した利子補給

令和元年度の台風被害や令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により開発協会の経営が悪化し、運営資金が不足する見込みとなったことから、令和3年1月に開発協会が、金融機関から令和12年度までの10年返済で5億円を借入れたことに対し、開発協会の経営の安定化を図るため、市は、当該借入金に対する利子について、都市公園整備基金を活用して利子補給を行ってきたが、経営再建の見通しが立ったことによる建設償還金相当分の使用料の納付を再開したことから、令和7年度から一旦停止することとした。

(5) 財務状況

2コースを合わせた入場者数について、令和元年度は、台風被害による休場、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による落ち込みがあったが、令和3年から3年連続で10万人を超えとなり、借地料の削減や建設費償還金等の財政支援を実施している状況ではあるが、繰越利益剰余金も増加している。台風などの自然災害のリスクは常にあり、物価高騰やゴルフ場入場者の高齢化が進むなど、厳しい経営が予想されるが、当面の経営は確保できる見込みである。なお、平成26年に運営資金として借り入れた11億3,000万円については、令和5年度で完済した。

また、長期資金計画に基づき、今後の施設整備費及び退職金の支払等に向けた借入れ等の見込みの検討を行っている。

単位：千円

項目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
当期収入	988,030	877,741	1,052,941	1,129,900	1,131,585
当期支出	1,003,189	902,741	1,008,035	1,058,864	1,068,427
当期純利益	▲15,159	▲25,000	44,906	71,036	63,158
資産合計	945,572	1,222,358	1,096,507	1,006,641	914,493
負債合計	673,601	975,387	804,630	643,728	488,422
純資産合計	271,971	246,971	291,877	362,913	426,071
うち基本金	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
うち繰越利益剰余金	201,971	176,971	221,877	292,913	356,071

2 課題

- ・経営の健全化、安定化を図るためには、まずは開発協会自らの経営努力が不可欠であることから、市は常に経営状況を把握しながら、厳しく指導、監督し、その上で、支援の必要性を検討していかなければならない。
- ・利用料金の割引や早朝又は午後の9ホールプレーなど、集客数の増加を図る取組を継続・強化し、更なる拡充を行う必要がある。
- ・利用料金については、時期別の集客数を精査し、必要に応じて見直しを検討する必要がある。
- ・他のゴルフ場や第3セクター等の状況を踏まえ、業種、経営規模に見合った給与体系に見直す必要がある。
- ・現職員の年齢層が高いことを踏まえ、退職補充及び組合交渉で合意した65歳定年の実施に合わせた新規職員の採用を含め、職員配置の適正化を図る必要がある。
- ・将来的なゴルフ人口の減少が見込まれる中、建設償還金相当分の使用料の償還残額を今後40年近くにわたって開発協会が分割納付していくに当たり、状況によっては、開発協会の存続には使用料納付の免除を検討することもやむを得ないとの判断もありうることを想定に入れつつ、引き続き経営状況を注視していく必要がある。
- ・建設償還金相当分の使用料の猶予の終了により、都市公園整備基金を活用した利子補給等の市の財政支援については、経営の安定を図るために、経営状況を見ながら実施する必要がある。
- ・パークゴルフ場については、近隣のパークゴルフ場の収支状況など調査を実施した結果、運営体制や立地などの条件は違うが、隣接した集客施設の収入と合わせて採算が取れている施設はあっても、パークゴルフ場の利用料金収入だけで採算が取れている施設はなく、集客性や採算性が課題となっている。また、候補地として検討しているパブリックゴルフ場のひばりコース内が河川敷の施設であること踏まえると、冠水時の対応や費用のほか、駐車場スペースの問題、ゴルフコースからの飛球対策、また近年の建設費高騰など多くの課題もあることから、自主事業による整備運営については、黒字が見込めないことから現状難しい状況である。

3 次期行政改革大綱の方針

経営の健全化、安定化を図るため、常に収支見通しを精査した上で、市は、必要な指導、監督を行う。

- ・集客数の増加を図る取組の継続及び更なる拡充を行うとともに、時期別集客数を精査し、必要に応じて利用料金の見直しを行う。
- ・他のゴルフ場や第3セクター等の状況を踏まえ、業種、経営規模に見合った給与体系に見直すとともに、65歳定年の実施に合わせた新規職員の採用を含め、職員配置の適正化を実施していく。
- ・建設償還金相当分の使用料について、年間使用料の基本額を3,000万円とし、経営状況に合わせ協議の上、納付額の設定を行っていく。
- ・協会の経営安定化に向けた、多角的な経営として、パークゴルフの競技者人口の動向や施設整備を行うタイミング、また、それに伴う国の補助金の活用、他の民間企業との連携なども含め、若者から高齢者まで幅広い年代や家族で楽しむことができるパークゴルフ場の整備の実現に向けて検討を行っていく。

●野田市土地開発公社

1 現状

(1) 現行行政改革大綱の方針

都市計画事業等を早期に実施するためには、事業用地の取得を時機を逃さず行うことが重要であり、現段階では、公社が持つ用地の先行取得機能が必要である。

ただし、公社の必要性については、既に先行取得している事業の進捗を始め、他の都市計画事業の状況を踏まえながら、常に方向性を見直していく必要がある。

(2) 法人の概要

所在地	野田市鶴奉7番地の1				
代表者名	理事長 今村 繁 (野田市副市長)		設立	昭和48年9月18日	
基本金	5,000千円	うち市出資金	5,000千円	市出資比率	100%
役員数	9人	職員数	6人	決算時期	3月
設立目的等	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する。				
事業内容	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公共用地等の取得、造成その他の管理及び処分				

※役員9人のうち市職員は、理事長を含め、土木部長 (副理事長)、企画財政部長 (理事)、総務部長 (理事)、自然経済推進部長 (理事)、都市部長 (理事)、会計管理者 (監事) の7人

※職員数は、令和6年4月1日現在で、うち市職員は4人 (用地課職員)

(3) これまでの法人の取組

市からの受託業務である公有地の計画的な先行取得や自主事業である住宅用地及び業務施設用地の造成事業等を実施してきた。

①受託事業

令和元年度から令和5年度までの間、公有地の取得9件、公有地の売却 (買戻し) 15件を実施した。都市計画道路中野台中根線道路改良事業の償還が続いており、令和5年度末の借入残高は、中野台中根線道路改良事業5,648,844円となっている。

②自主事業

令和元年度から令和5年度までの間、土地の取得はなかったが、愛宕駅周辺のまちづくりを活性化させるため、業務施設用地である愛宕西駅前線北側商業用地を駅前ビジネスホテル用地として、令和3年度に売却し、住宅用地である七光台第一次造成地、第二次造成地を令和3年度に、鶴奉字庚申塚造成地を令和4年度に売却し、土地開発公社（以下「公社」という。）で所有している宅地造成地の全ての売却が完了した。

③職員の状況

公社の業務は、常務理事1人、臨時職員1人及び用地課兼務職員4人により対応している。なお、人件費の削減を図るため、市からの常務理事の職員派遣については平成27年度で終了し、市の退職職員を充てている。

(4) 財務状況

令和元年度及び令和5年度は、自主事業の造成用地の売却がなかったことから、人件費等の一般管理費による損失が生じており、令和2年度から令和4年度は、上記に加え造成用地の売却を帳簿価格（取得価格+造成費及び管理費）以下としたため、損失が生じた。

造成用地の売却等自主事業の実施が難しい状況であるが、受託事業については、都市計画事業等を早期に実施するため、今後、土地価格及び物価の上昇も見込まれることから、公社が持つ用地の先行取得機能は意義がある。

単位：千円

項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
当期収益	44,078	240,308	733,225	11,707	77,899
当期費用	48,795	266,529	888,321	38,534	83,786
当期純利益	▲4,717	▲26,221	▲155,096	▲26,827	▲5,887
資産合計	1,062,674	1,026,607	645,019	615,940	595,612
負債合計	259,810	249,964	23,472	21,220	6,779
資本合計	802,864	776,643	621,547	594,720	588,833
うち資本金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
うち準備金	797,864	771,643	616,547	589,720	583,833

2 課題

- ・都市計画事業等については、国の社会資本整備総合交付金等を可能な限り活用して実施しているが、採択された当該交付金の活用だけでは、交渉の時機を逃すことや、事業用地等の取得範囲が限定されることから、公社の先行取得機能により必要な事業用地等の取得を行い、その後、当該交付金が採択された時点で市への買い戻しを行い事業化に取り組んでいる。今後も、速やかに都市計画事業を推進していくためには、公社の先行取得機能は重要であり、その役割を維持していく必要がある。
- ・市内の地価公示価格等が、令和4年まで前年比で下落傾向であったが、令和5年からは、一部横ばいの場所もあるが、上昇に転じているため、公有地の先行取得が有効であると考えられ、先行取得した場合は、公有地の売却（買戻し）について、市との調整により計画的に実施する必要がある。

- ・自主事業については、売却できる造成用地が残っておらず、毎年度、人件費等の一般管理費が損失となってしまう状況であることから、都市計画事業等の状況を踏まえ、公社の必要性を検討する必要がある。

3 次期行政改革大綱の方針

都市計画事業等を早期に実施するためには、時機を逃さず事業用地の取得を行うことが重要であり、現段階では、公社が持つ用地の先行取得機能を維持し、都市計画事業等の実施状況を踏まえ、公社の必要性を検討していく。

●野田業務サービス株式会社

1 現状

(1) 現行政改革大綱の方針

会社の経営の安定化と社員の質の向上を図るため、必要な指導監督を行うとともに、次の経営改革案に基づく経営改善を支援していく。

(経営改革案)

- ・経営の基盤である学校給食調理業務については、安全衛生管理の徹底と調理技術の向上を図り、引き続き、安心安全な給食を提供していく。
- ・給与をはじめとする社員等の労働条件については、会社の将来を見据え人材を確保していくために、常に点検し働きやすい職場環境とするための対策を講じていく。
- ・調理の重要な役割を担う調理員が継続して勤務できるように、研修等の実施により人材を育成するための仕組みを検討し、改善を図る。
- ・学校給食調理業務を維持し、経営の基盤である給食関連業務の安心安全の質を高め、更なる経営の安定化を図る。

(2) 法人の概要

所在地	野田市宮崎 210 番地の 5				
代表者名	代表取締役 今村 繁 (野田市副市長)	設立	平成 14 年 5 月 7 日		
基本財産	10,000 千円	うち市出資金	6,700 千円	市出資比率	67%
役員数	7 人	従業員数	201 人	決算時期	3 月
設立目的等	学校給食調理業務の委託化に伴い、市が運営に直接関与し、公共性を確保できる行政補完型第三セクターとして設立				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理業務 ・学校給食配膳業務 ・保育所給食調理業務 ・野田市郷土博物館及び野田市民会館指定管理業務 				

※役員 7 人のうち市職員は、代表取締役を含め、総務部長 (取締役)、生涯学習部長 (取締役)、学校教育部長 (取締役)、総務課長 (監査役) の 5 人

※従業員数については、令和 6 年 4 月 1 日現在

(3) これまでの法人の取組

①学校給食調理業務

令和 2 年度から、学校給食センターの調理業務に野田幼稚園を加え 6 校 1 園とし、令和 5 年度から、福田保育所の調理業務を受託し、令和 6 年度は、小中学校 18 校 (単独校)、学校給食センター (6 校 1 園) 及び福田保育所の給食調理業務を受託している。加えて、13 校 2 園 (学校給食センター分 6 校 1 園、関宿学校給食センター分 7 校 1 園) の給食配膳業務を受託している。

また、最低賃金の上昇など社会情勢の変化に対応する形で、社員の賃金改定やハラス

メント防止規程の整備等、処遇改善を進めてきた。全国的に調理員不足の状況にある中で、調理員が定着しない状況が続いていることを受け、令和6年4月1日から、臨時調理員の時給の引上げや調理社員の給料表の見直しを行うとともに、調理社員のキャリアアップ意欲の向上を図るための主任・副主任手当の引上げ、定年延長制度の導入に伴う昇給停止年齢の引上げ等の処遇改善を行った。調理員数は、令和6年9月1日現在で、130人(社員65人、臨時65人)となっており、令和6年度の配置予定人数123人(社員64人、臨時59人)を上回っている。

令和6年10月からは、社会保険適用拡大の対象となったことに伴い、臨時調理員について、社会保険に加入しない者に対しては、その希望に応じ、柔軟な働き方ができるよう勤務時間の調整に対応し、加入希望者に対しては、加入の利点を通じ、将来的な社員登用等のキャリアアップ意欲の向上を図っている。

社員教育については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた健康管理、衛生管理基準及び異物混入防止に関するマニュアルの再確認などの研修に加え、緊急な対応が必要な事故等があった場合には、即時主任会議を開催し事故防止策等について周知徹底を図るなど、強化を行ってきた。

②野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理業務

令和元年度から、野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理者の指定を受け、両施設の管理運営業務を行っている。

市民会館では、施設の観覧に加えて貸部屋を行い、郷土博物館では、常設展に加え、様々な企画展を開催したほか、子どもたちを対象とした古代アクセサリーをつくる体験教室などの事業を行っている。入館・利用者数は、新型コロナウイルス感染対策のための休館や施設改修の影響により大幅な変動があった。

◆郷土博物館入館者数

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入館者数	26,811	16,023	26,860	10,863	19,735

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月29日から同年6月7日まで臨時休館とし、再開後は入館者の制限を行いながら運営した。また、令和3年9月1日から同年9月30日まで臨時休館とした。

※屋根改修のため、令和4年9月20日から令和5年4月28日まで休館した。

◆市民会館利用団体及び利用者数

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用団体数	1,251	659	923	1,305	1,372
利用者数	12,304	4,326	5,724	8,545	10,118

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月29日から同年6月7日まで臨時休館とし、再開後は部屋ごとの入室制限を行いながら運営した。また、令和3年9月1日から同年9月30日まで臨時休館とした。

(3) 財務状況

市からの給食調理及び配膳業務委託料、郷土博物館及び市民会館指定管理料による収入により経営し、当期利益の黒字を維持しており、繰越利益剰余金は年々増加している。

単位:千円

内容	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
当期収入	414,636	416,526	412,967	410,737	426,063
当期支出	411,057	413,342	411,083	410,052	425,663

当期純利益	3,579	3,184	1,884	685	400
資産合計	125,825	155,122	128,811	130,129	137,798
負債合計	93,637	119,750	91,554	92,187	99,455
純資産合計	32,188	35,372	37,257	37,942	38,343
うち資本金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
うち利益準備金	500	500	500	500	500
うち繰越利益剰余金	21,688	24,872	26,757	27,442	27,842

2 課題

- 安定した給食調理体制を維持し、安心安全な給食を提供していくため、更なる処遇改善を行うとともに、働きやすい職場環境を整備した上で、十分な調理員を確保するとともに、調理技術の向上に向けた研修等により調理員の育成を強化する必要がある。
- 令和4年度に保健所の立ち入り検査を受けるなど、異物混入事案が発生しているため、調理員に対し、野田市学校給食異物混入防止マニュアルの遵守など、更なる安全衛生管理の徹底を図る必要がある。
- 令和3年度以降、臨時調理員数が調理社員数を上回る状況が続いており、継続的に安定して給食を提供していくため、調理社員の採用及び育成を強化する必要がある。
- 経験や意欲のある臨時調理員に対し、積極的に調理社員への登用を促しているが、新規採用も含め、調理社員の確保が進んでいない。一般的な会社の年間就業日数（260日8時間労働）に比べ、夏休み等の長期休校日があることから就業日数が年間約197日と少ないため、子どもの夏休みに合わせて長期休暇を取得できるメリットもあるが、年収が少ないことが要因の一つであるため、長期休校期間中でも収入が確保できるような事業分野を検討する必要がある。
- 調理員や栄養士の意見集約や調整が円滑に行われていないため、調理課長の配置など体制強化を図る必要がある。
- 社員募集に当たっては、ポスターなどの紙媒体に加え、まちコミメールや就職サイトなどのデジタル媒体を活用しているが、常により効果的な手法を検証していく必要がある。
- 総務部門の社員の高齢化が進んでおり、労務管理や社員教育などを行っていく上で懸念があることから、総務部門の社員の採用及び育成を行う必要がある。
- 単独調理校の調理室の施設及び設備の老朽化に伴い、事故を未然に防ぐため、異常を見つけた場合は速やかに市に報告するなど、適切に対応する必要がある。
- 郷土博物館及び市民会館の入館・利用者数は回復傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には戻っていないことから、郷土博物館については引き続き、魅力ある特別展、企画展を企画・実施し、他の文化、展示施設と連携しながら、来館者の増加を図る必要がある。市民会館については、国の登録有形文化財に指定された建設100年の歴史ある建造物としての魅力発信に努め、利用者、来館者の増加を図る必要がある。

3 次期行政改革大綱の方針

会社の経営の安定化及び社員の質の向上を図るため、市は、必要な指導、監督を行う。老朽化した単独調理校の調理室の施設については、引き続きファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針により適切に対応するとともに、設備についても点検等適切に対応する。

- 安定した給食調理体制を維持し、安心安全な給食を提供していくため、更なる処遇改善を行うとともに、働きやすい職場環境を整備した上で、調理員を確保する。
- 野田市学校給食異物混入防止マニュアルの遵守など、安全衛生管理を徹底し、調

理技術の向上に向けた研修等により調理員の育成を強化する。

- ・調理員や栄養士の意見集約や調整が円滑に行われていないため、調理課長の配置など体制強化を図る。
- ・社員募集に当たっては、デジタル媒体を効果的に活用するなど、常により効果的な手法を検証していく。
- ・臨時調理員の社員登用に向けたキャリアアップ意欲の向上を図っていく。
- ・単独調理校の調理室の施設の老朽化に伴い、事故を未然に防ぐため、異常を見つけた場合は速やかに市に報告するなど、適切に対応する。
- ・博物館及び市民会館の来館者の増加を図るため、引き続き魅力ある企画展示等を行っていく。

●株式会社野田自然共生ファーム

1 現状

(1) 現行行政改革大綱の方針

(経営改革案)

環境保全型農業を実践し「自然にやさしい、人にやさしい農業」を目指す第三セクターとして、江川地区での先進的な取組である「自然保護と農業が共生する新しい形」をコウノトリや市民農園を通じて市内外にアピールし、本市の魅力発信を行う役割を担う。

経営の安定化に向け、営農活動に稲作や飼料用米などの新たな作物を取り入れるほか、耕作放棄地等を利用した畑作（麦、大豆）に取り組むなど規模拡大に努める。

さらに、深刻化する担い手・後継者不足と耕作放棄地の解消を目指すため、就農支援事業を継続して実施する。

○ 自然保護活動（江川地区）

- ・江川の自然が体験できる水田型市民農園の周辺に畑地での体験農園を加え、集客力と収益性の向上を図る。
- ・復田を進め、営農活動の拡大を図る。
- ・コウノトリ飼育業務では、研修等を通じて飼養技術の確立に努める。
- ・魚道、ビオトープ、散策路などの管理を通じて、江川の自然のPRに努める。

○ 営農活動（全市域）

- ・ブロックローテーションによる経営安定対策事業（麦、大豆の作付け）を継続するとともに、稲作や飼料用米などの新たな作物を取り入れる。
- ・水稻、飼料用米等に係る播種、耕運、稲刈りなどの作業受託や畑地における経営安定対策事業（麦、大豆の作付け）など規模拡大に取り組み、更なる収益の確保を図る。
- ・経営規模の拡大に応じた効率的な組織への見直しを図る。
- ・効率的な施設、機械の更新を行う。
- ・農地中間管理事業の担い手として耕作放棄地の再生事業に取り組む。

○ 耕畜連携事業

<ul style="list-style-type: none"> ・市の新たな取組である耕畜連携事業において、飼料生産（SGS）の加工部分を担い、継続的な収益の確保に努める。 ○ 就農支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・担い手、後継者不足を解消するため国の事業で整備した拠点を活用し、市と連携して就農希望者が多く集まる事業として再構築し、あわせて耕作放棄地を積極的に利用し、その解消を図る。 ○ 受託業務 <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥センター管理運営業務 ・東葛飾地域農林業センター施設管理業務 ・小船橋水辺公園管理業務 ・コウノトリ飼育業務
--

（2）法人の概要

所在地	野田市木野崎 891 番地の 1				
代表者名	代表取締役 今村 繁（野田市副市長）		設立	平成 18 年 9 月 6 日	
基本財産	310,550 千円	うち市出資金	310,300 千円	市出資比率	99.9%
役員数	8 人	職員数	35 人	決算時期	3 月
設立目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化と次世代農業の担い手としての位置付けを目指しつつ、野田市における農業支援や自然環境保護対策の趣旨を踏まえ、江川及び船形両地区の農業環境を取り巻く状況に応じた役割を果たす。 ・野田市農業の先進的な取組として、地域農業の活性化、自然環境の保護に寄与する。 				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の経営 ・農産物の生産、加工、販売 ・農作業の代行、請負、受委託 ・市民農園の運営事業 ・農業土木事業 ・野田市関係施設の管理運営業務の請負 ・その他上記に附帯関連する一切の事業 				

※役員 8 人のうち市職員は、代表取締役を含め、建設局長（取締役）、自然経済推進部長（取締役）の 3 人

※従業員数は、令和 6 年 4 月 1 日現在

（3）これまでの法人の取組

①自主事業

ア 船形地区の営農活動

国の生産調整事業は終了したが、引き続きブロックローテーションによる高度な水田の活用を目的として、麦、大豆の作付け、出荷を行った。

これらは国の経営所得安定対策事業に該当し、国産の麦や大豆に対して、質、耕作面積及び収穫量に応じた補助金が交付され、県や市などの補助金も合わせると毎年船形地区単体で黒字を計上している。

なお、乾燥調製施設や作業機械については、老朽化の対応として、修繕及び更新計画を策定し、計画的な更新作業を進めている。

◆収支状況 (単位：出荷数 トン、補助金・収入・利益 千円)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
JA 出荷数	麦	25.6	20.6	23.4	19.5	26.4
	大豆	3.7	6.3	2.8	6.3	7.2
JA出荷による収入		10,459	11,928	11,701	16,374	17,240
国・県・市補助金合計		66,115	61,891	66,338	59,681	62,763
その他収入		0	0	0	2,017	2,018
利益		14,439	19,627	15,774	4,178	9,413

イ 耕畜連携事業

平成27年度から堆肥センターにおいて、飼料用米を飼料（SGS（ソフトグレインサイレージ））に加工し、市内の酪農家に販売している。酪農家では輸入飼料価格の高騰、水稲農家では資材や燃料価格の高騰により、経営が厳しい状況が続いている中、酪農家の飼料費の削減、水稲農家の省力化やコスト削減に寄与している。特に近年では飼料価格の高騰が著しいことから、酪農家1件当たりの要望量が増加している。

◆加工・利用状況 (単位：加工数 トン)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
加工数	167	128	129	140	148
利用軒数	9	10	11	9	9

ウ 市民農園及び水稲生産事業

○市民農園事業

自然にやさしい、人にやさしい農業を目指し、自然に配慮した環境保全型農業を実践し、江川の自然が体験できる水田型市民農園として、ファミリー型とオーナー型の2タイプを設定し、田植え、草取り、稲刈りまでの米作りの技術指導や、自然体験イベント、ホテル観察会、収穫祭等を行い、市と協働で運営し、集客力向上に努めてきた。維持管理にかかる経費や、各種イベント時の人件費等の負担が大きいことが課題となっていたことから、当初5,000円だった利用料金を、令和6年度から5,500円に見直した。

令和6年度は、野外繁殖のコウノトリの孵化の時期と重なったことから、募集者数の調整を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響のため、令和2年度から令和3年度まで中止した。令和4年度は、通常通り市民農園の募集を行い、田植え、草刈りを実施したが、新型コロナウイルス感染症第7波の影響により、稲刈り、収穫祭は中止した。

◆市民農園参加者数

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区画	155	中止	中止	132	230
参加者	485			248	410

※各種イベントにおいて人員が不足する場合は、市が応援している。

○水稻生産事業

江川地区の自然環境保護を目的とした減農薬による稲作を実施し、収穫した江川米は、JAへの出荷、市民農園での配布、一般販売を行い、JAに出荷した一部は、市内の学校給食に提供されている。

②受託事業

ア 江川地区における自然保護活動

○自然環境保全管理業務

江川地区における業務を行うにあたっては、生物多様性自然再生事業のシンボルであるコウノトリの飼育・放鳥の拠点であることを認識し、野外コウノトリが営巣・繁殖する等、生息の拠点となるよう、水田環境の保全管理や水路等の整備・維持管理を引き続き実施した。

また、新たに水田ビオトープの創出として、池を2箇所整備したところ、カエル類が例年より多く確認されている。

○コウノトリ飼育及び施設等管理業務

市の生物多様性のシンボルであるコウノトリの飼育事業では、市からの委託に基づき、飼育管理、飼育施設の管理、視察や見学者対応、グッズの販売、放鳥個体の採餌環境整備等を行っており、コウノトリの飼育技術のレベル向上に努め、平成27年度から合計で17羽の放鳥を行った。

また、コウノトリの飼育、観察施設「このとりの里」を設置し、コウノトリの飼育状況等を公開している。

◆観察棟入場者数

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入場者数	5,583	4,109	4,785	3,713	4,867

イ 農業人材育成事業

新規就農者の確保のため、より多くの農業の担い手と、農業後継者の育成の場とするため、令和4年度から「農業人材育成事業」に改称し、経営継承希望者にも間口を広げ、これまで農業経営を含めた作物の生産工程に重点を置いた研修に加え、農業機械の取扱いや農作業オペレーター育成の研修に取り組んでいる。

令和5年度までは、国及び市の補助事業として実施してきたが、作物販売による利益分を差し引いた金額で補助金を交付していたため収益には繋がらなかった。

令和6年度からは、本来の目的である農業の担い手、後継者不足解消に市で率先して取り組んでいく必要があるため、市の委託事業に切り替え、事務管理諸費を市から委託費で支払うこととし、作物の生産及び販売は、自然共生ファームの事業として収益が得られるようになったことから、これまでの補助事業と比べ、収支状況が改善することが見込まれる。

また、有機農業を推進するため、農業人材育成事業の目標を、有機農業者の育成に重点を置く人材育成を図っていくこととした。

事業の実績としては、過去に研修を受けた14名のうち6名が就農し、5名が市内で農業経営者となっている。

ウ その他

上記に加え、堆肥センター管理運営業務、関宿落堀ビオトープ管理業務、小船橋水辺公園管理業務、木野崎農業構造改善センター施設管理業務等を受託している。

③有機農業の推進

市として有機農業を推進していくことに伴い、野菜を中心とした有機農業の取組に対する気運や関心を高めるため、「野田市有機農業研究会」を発足し、令和7年1月30日に1回目の会議を開催し、これまでに3回会議を開催した。会議では、ノウハウもないままに、収入が不安定な有機農業の実践を農業経営者に依頼することは難しいことから、市の第三セクターである株式会社野田自然共生ファームが主体となって推進していくことを報告した。また、株式会社野田自然共生ファームには、有機農業を実践するノウハウがないため、視察等を行うべきとの意見があったことから、研究会委員から紹介いただいた茨城県水戸市の日本農業実践学園を令和7年2月13日に視察し、有機農業を開始するための土づくりや野菜の品目、緑肥の施用方法などについてのアドバイスをいただいた。

また、有機農業を実践するほ場について、令和7年2月9日に株式会社野田自然共生ファームと地権者との間で約7,000㎡の農地について借地契約を締結したことに伴い、当該ほ場に野田市堆肥センターの「もみ殻牛糞堆肥」を散布し、土づくりを開始した。令和8年には更に約3,000㎡を拡大する借地契約を締結する予定となっている。

(4) 財務状況

令和2年度以降、売上原価の減価償却費の中に、トラクター等の農作業機械の購入による長期未払金が含まれていることが要因で、当期純利益が赤字となっており、繰越利益剰余金も年々減少している。令和5年度に経費削減や受託事業における事務費の見直しを行うとともに、部門ごとの執行管理を行う等の経営改善を実施した結果、令和4年度に比べ、赤字額が約1,500万円減少したものの、令和4年度以降、繰越利益剰余金はマイナスとなっている。

単位：千円

内容／年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
当期収入	243,162	248,448	241,197	230,395	247,547
当期支出	242,208	262,162	248,182	255,790	257,967
当期純利益	954	▲13,714	▲6,985	▲25,395	▲10,420
資産合計	379,046	343,598	375,170	352,598	345,569
負債合計	75,272	53,538	92,095	94,918	98,309
資本合計	303,774	290,060	283,075	257,680	247,260
うち資本金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
うち資本準備金	155,275	155,275	155,275	155,275	155,275
うちその他資本剰余金	27,757	27,757	27,757	27,757	27,757
うち繰越利益剰余金	20,742	7,028	43	▲25,352	▲35,772

2 課題等

- ・船形地域の営農活動では、引き続き作業機械の更新に努めるとともに、気候変動に対応した作付体系の検討を進め、生産量の安定に努める必要がある。
- ・耕畜連携事業において、引き続き飼料（SGS）生産の加工部分を担い、継続的な収益事業とするとともに、高止まりする飼料価格に直面する酪農家の経営安定を図る必要がある。
- ・江川地区において、市の自然再生のシンボルとして取り組んでいるコウノトリ飼育業務では、引き続き飼養技術のレベルの向上に努める必要がある。また、自然と共生する環境保全型農業を推進するために引き続き減農薬による水稻の生産を行うとともに、江川

- 米の収穫量を増加させるため、作付け品種の検討や作業効率の向上を図る必要がある。
- ・有機農業について、有機農業を実践しているほ場での土づくり等を実施するとともに、完全有機や減農薬の分類分け、少量多品目や多量一品目の種類分けなど、有機農業の方向性を見極める必要がある。
 - ・有機農業で散布する堆肥は、慣行栽培と比べると、倍以上の散布量が必要であると考えられ、有機農業のほ場が増加した場合、新たな堆肥センターの建設が必要不可欠となるため、場所の選定などを進める必要がある。
 - ・農業人材育成事業については、機械の操作技術等の研修や有機農業などの自主事業の充実を図るとともに、本市が抱える担い手・後継者不足や、耕作放棄地対策に取り組む必要がある。
 - ・受託事業である堆肥センター管理運営業務をはじめ、人員の確保対策としては最低賃金の上昇に合わせた適切な給与体系や作業条件の見直しとともに、部署ごとの労働時間の平準化を図る必要がある。
 - ・本市の農業の発展に不可欠な農業経営のスマート農業（機械化、施設化等）の推進を検討する必要がある。

3 次期行政改革大綱の方針

経営の安定化を図るため、市は、必要な指導、監督を行う。

- ・船形地域の営農活動では、引き続き作業機械の更新に努めるとともに、気候変動に対応した作付体系の検討を進め、生産量の安定に努める。
- ・耕畜連携事業では、飼料（SGS）生産の加工部分を担い、継続的な収益事業とするとともに、高止まりする飼料価格に直面する酪農家の経営安定を図る。
- ・江川地区では、自然保護活動としてコウノトリ飼育業務における飼養技術のレベルの向上を図る。また、江川米の収穫量を増加させるため、作付け品種の検討や作業効率の向上を図る。
- ・有機農業について、有機農業を実践しているほ場での土づくり等を実施するとともに、完全有機や減農薬の分類分け、少量多品目や多量一品目の種類分けなど、有機農業の方向性を見極めた上で推進する。
- ・有機農業のほ場が増加した場合に備え、新たな堆肥センターの建設を検討する。
- ・農業人材育成事業については、引き続き慣行栽培の研修を実施するとともに、目標を有機農業者の育成に重点を置く人材育成に転換し、有機農業に意欲のある新規就農希望者を募集する。
- ・農業経営効率化のため、スマート農業（機械化、施設化等）の推進を検討する。

附属機関等の整理合理化

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

引き続き、既存の附属機関の活用を軸に新設を抑制し、附属機関の肥大化、非効率を防止する。

選出団体や審議対象が重複する附属機関は、審議の効率化を図るため、統合に向けた検討を行う。

- ・社会教育委員及び公民館運営審議会の統合
- ・青少年問題協議会及び青少年センター運営審議会の統合

また、各附属機関の委員構成区分については、実状に沿ったものとなるよう整理し、必要に応じて根拠条例等の改正を行い、公募委員については、応募者を増員するための取組を実施し、公募委員の拡充を図る。

(2) これまでの取組（令和元年度以降）

①附属機関の新設及び統廃合

附属機関は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法第 14 条の規定に基づき設置する機関で、学識経験者、関係団体の代表者、公募委員等を委員として、行政執行のために必要な審査、審議、調査等を行う合議制の機関である。

平成 30 年度末で 56 件であったが、審議内容等が重複しているものを統合するとともに、新たな行政課題への対応など真に必要なものを新設し、令和 6 年度末現在で 57 件となっており、現時点において統合すべきものはない。

◆新設及び統廃合の内容

時期	内容	理由
平成 31 年 4 月	青少年センター運営審議会を廃止し、青少年問題協議会に統合	審議内容及び委員選出団体が重複していたため
令和元年 7 月	公民館運営審議会及び社会教育委員を統合し、新たに生涯学習審議会を設置	審議内容及び委員選出団体が重複していたため
令和元年 9 月	みどりの市民会議を廃止	平成 8 年度以降、会議の開催実績がなかったため
令和元年 10 月	新たに生物多様性のだ戦略市民会議を設置	生物多様性のだ戦略の計画改定に係る調査・審議を行うため
令和 3 年 2 月	新たにコミュニティバス等対策審議会を設置	まめバスの利便性向上と利用者の増加を図るため、利用が進まない原因等の調査・分析を行い、市の交通政策の発展につなげるため
令和 3 年 6 月	新たにいじめ問題再調査委員会を設置	令和元年 7 月に起きた市内小学生の自死について、令和 3 年 4 月に遺族から再調査の意向が示されたことから、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定に基づく再調査を実施するため

令和6年4月	人権施策推進協議会及び男女共同参画審議会を統合し、新たに人権・男女共同参画推進審議会を設置	委員選出団体が重複しており、「人権啓発・教育に関する野田市行動計画」と「野田市男女共同参画計画」が令和6年度末で期間満了となることから、両計画の見直しをより広い視点で検討するため
	新たに福祉会館運営委員会を設置	人権施策推進協議会の専門部会として「福祉会館等部会」を設置していたが、同協議会が廃止になったため
	新たに開発事業等紛争調停委員会を設置	事業者及び地域住民間で発生する開発事業等に係る紛争の予防及び解決に関する重要事項を調査審議するため

◆附属機関一覧（組織順、令和6年度末現在）

No	名称	所管課
1	表彰審査会	市政推進室
2	コミュニティバス等対策審議会	企画調整課
3	総合計画審議会	企画調整課
4	情報公開・個人情報保護審査会	総務課
5	行政不服審査会	総務課
6	いじめ問題再調査委員会	総務課
7	退職手当審査会	人事課
8	特別職報酬等審議会	人事課
9	行政改革推進委員会	行政管理課
10	公契約審議会	管財課
11	市営住宅入居者選考等委員会	営繕課
12	市史編さん委員会	市史編さん担当
13	国民健康保険運営協議会	国保年金課
14	自転車等駐車対策等協議会	市民生活課
15	市民活動事故判定委員会	市民生活課
16	国民保護協議会	防災安全課
17	防災会議	防災安全課
18	技能功労者選考委員会	商工労政課
19	商工業振興協議会	商工労政課
20	農業振興審議会	農政課
21	農業振興資金融資運営委員会	農政課
22	生物多様性の戦略市民会議	みどりと水のまちづくり課
23	スポーツ推進審議会	スポーツ推進課
24	清掃工場等環境保全協議会	清掃計画課

25	廃棄物減量等推進審議会	清掃計画課
26	新清掃工場建設候補地選定審議会	清掃計画課
27	環境審議会	環境保全課
28	公共下水道運営審議会	下水道課
29	都市計画審議会	都市計画課
30	開発事業等紛争調停委員会	都市計画課
31	地区計画建築審議会	建築指導担当
32	ホテル等審議会	建築指導担当
33	野田市駅西土地区画整理審議会	都市整備課
34	野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理審議会	梅郷駅西土地区画整理事務所
35	地域福祉計画審議会	生活支援課
36	民生委員推薦会	生活支援課
37	障害支援区分認定審査会	障がい者支援課
38	障がい者基本計画推進協議会	障がい者支援課
39	老人ホーム入所判定委員会	高齢者支援課
40	老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会	高齢者支援課
41	介護認定審査会	高齢者支援課
42	人権・男女共同参画推進審議会	人権・男女共同参画推進課
43	福祉会館運営委員会	人権・男女共同参画推進課
44	児童福祉審議会	児童家庭課
45	保健医療問題審議会	保健センター
46	予防接種健康被害調査委員会	保健センター
47	文化財保護審議会	生涯学習課
48	文化センター運営審議会	生涯学習課
49	生涯学習審議会	生涯学習課
50	青少年問題協議会	生涯学習課
51	図書館協議会	興風図書館
52	通学区域審議会	学校教育課
53	学校給食運営委員会	学校教育課
54	いじめ問題対策委員会	指導課
55	教育支援委員会	指導課
56	水道事業運営審議会	水道部業務課
57	消防委員会	消防総務課

②その他の会議等の新設及び廃止

その他の会議等は、附属機関ではない会議等で、学識経験者、関係団体の代表者、公募委員等の委員から広く意見を頂き、市政運営の参考とするためのものである。平成30年度末現在で10件であったが、役割を終えたものを廃止するとともに、新たな行政課題への対応など真に必要なものを新設し、令和6年度末現在で11件となっている。

◆新設及び統廃合の内容

時期	内容	理由
令和4年3月	小中学校結核対策委員会を廃止	学校保健安全法施行規則の改正に伴い、小中学校結核対策委員会による精密検査の必要性に関する検討が不要となったため
令和5年3月	文化財保存活用地域計画策定協議会を時限的に設置	文化財保護法の改正により作成が必要となった「文化財保存活用地域計画」について審議を行うため
令和6年12月	新たに鈴木貫太郎記念館再建基本計画策定専門委員会を設置	鈴木貫太郎記念館再建基本計画策定業務の適切な推進を図るため

◆その他の会議等の一覧（組織順、令和6年度末現在）

No	名称	所管課
1	総合教育会議	市政推進室
2	鈴木貫太郎記念館再建基本計画策定専門委員会	市政推進室
3	まち・ひと・しごと創生専門委員	企画調整課
4	市民活動支援センター運営協議会	市民生活課
5	道の駅整備検討委員会	商工労政課
6	福祉のまちづくり運動推進協議会	生活支援課
7	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	障がい者支援課
8	福祉有償運送運営協議会	高齢者支援課
9	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭総合支援課
10	ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会	子ども家庭総合支援課
11	文化財保存活用地域計画策定協議会	生涯学習課

③委員の区分の明確化

委員の区分について、各附属機関等の条例等の規定により、「学識経験者」としているものがあるが、「地域住民の代表者」を委嘱するなど適切ではないものがあつたことから、学識経験者の定義を「諮問された内容に対し、専門的な見地を有し意見できる方（具体的には大学教授、弁護士、元職員等）」と明確にした上で、その定義に当てはらないものについて、千葉県等の職員を「関係行政機関の職員」とするなど、令和元年10月に関係条例を見直し、その委員にふさわしい区分を設定した。

④公募委員の応募を増やす取組

ア) 新たな周知方法

広く市民目線での意見を市政に反映させ、市民参加の推進による市民との協働を進めるため、公募委員の募集に当たり、市報や市ホームページへの掲載、まめバス車内への掲示、市内各駅の電光掲示板での案内、本庁舎1階に設置している案内板での案内、成人式参加者へのチラシ配布等に加え、令和5年3月から、まめメールの配信による周知を行っている。

◆公募委員を置くこととしている附属機関等における公募委員の応募状況

	附属機関等数			応募者数	定数	委嘱数	充足率
	定数充足	充足率					
元年度	15	14	93.3%	79	32	31	96.9%
2年度	9	6	66.7%	21	18	15	83.3%
3年度	16	10	62.5%	55	39	29	74.4%
4年度	9	8	88.9%	34	18	17	94.4%
5年度	15	13	86.7%	68	33	31	93.9%
6年度	10	7	70.0%	30	20	17	85.0%
総数	27	21	77.8%		59	52	88.1%

イ) 周知方法の検証

効果的な周知方法について検証を行うため、令和元年10月から、公募委員申込書に、アンケート項目として、公募委員の募集開始の情報を得た媒体について回答する項目（複数回答可）を設けて、情報収集している。

◆アンケート結果（令和元年度は10月以降の数字）

項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	合計	割合
市報	31	12	31	22	49	19	164	66.9%
市ホームページ	6	7	11	5	8	5	42	17.1%
まめメール	0	0	0	3	2	0	5	2.1%
窓口	2	0	3	0	3	1	9	3.7%
駅電光掲示板	2	0	1	1	0	1	5	2.1%
駅構内ポスター	0	0	0	1	0	0	1	0.4%
デジタルサイネージ	0	1	0	1	0	0	2	0.8%
まめバスポスター	1	0	0	0	0	0	1	0.4%
その他（知人からの紹介など）	1	0	5	0	5	5	16	6.5%
合計	43	20	51	33	67	31	245	

※アンケート回答率は、累計で94.8% (237/250人) ※237人中6人が複数回答

ウ) 任期途中で辞職した場合の取扱いの見直し

公募委員が任期途中で辞職した場合、そのまま欠員としていたが、令和2年5月に「審議会等への公募委員の導入に関する基本方針」を見直し、「補欠の取扱い」の項目を追加し、合格点を満たしたが選考されなかった者を補欠者として選考することができることとした。

(参考) 近隣自治体における公募委員の人数及び再任・併任の対応

	柏	松戸	流山	我孫子	鎌ヶ谷	野田
連続した再任	否	12年まで可 ※ただし、公募による	3期まで可 ※ただし、公募による	否	否 ※審議の継続性の確保等特別の場合は可	否 ※審議の継続性の確保等特別の場合は可
併任	否	5機関まで可	否 ※審議の継続性の確保等特別の場合は3件まで可	否	否 ※審議の継続性の確保等特別の場合は可	否
人数	定めなし	定めなし	1/3以上	定めなし	1割以上	原則2人

2 課題

- ・附属機関等について、その役割が重複するものを統合し、役割を終えたものを廃止するなど、引き続き附属機関の適正化を図る一方で、新たな行政課題への対応など真に必要なものは新設していく必要がある。
- ・広く市民目線での意見を会議に反映させ、市民参加の推進による市民との協働を進める趣旨に則り、公募委員を導入しているが、令和6年度末現在で公募委員が定数割れしている附属機関等は、27機関中21機関、委嘱している人数は、定数59人に対して52人（充足率88.1%）となっている。
- ・公募委員募集の情報を得た媒体に係るアンケート結果、市報が66.9%と大半を占めている状況を踏まえ、公募委員の充足率100%に向けて、市報以外の媒体による周知を充実させ、より効果的・効率的な周知を行う必要がある。
- ・公募委員の趣旨そのものについても、より広く周知し、浸透させる必要がある。
- ・より多くの市民意見を伺う必要がある場合は、必要に応じ公募委員の人数を増やす対応を行っているが、公募委員は原則2人としている中で、定数に満たない審議会が約4分の1となっており、単純に枠を増やせばよいということではないと考えられる。
- ・広く市民目線での意見を市政に反映させるという趣旨から、公募委員の再任について、委嘱期間を超えて審議するなど特別な事情がある場合を除き、認めていないが、応募者がいない又は定数に満たない場合には再任を可能とするなど、見直しを検討する必要がある。
- ・公募委員の併任については、例外なく認めていないが、同一人が複数の審議会の委員を併任することは、広く市民目線での意見を市政に反映させるという趣旨に照らして望ましいことではないため、慎重に検討する必要がある。

3 次期行政改革大綱の方針

附属機関等について、その役割が重複するものを統合し、役割を終えたものを廃止するなど、引き続き附属機関の適正化を図る一方で、新たな行政課題への対応など真に必要なものは新設する。

公募委員の募集に当たっては、公募委員の趣旨そのものも含め、より広くかつ効果的・効率的な周知を行う。また、公募委員の再任について、応募者がいない又は定数に満たない場合には可能とするなどの見直しを行う。

ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画） の基本方針の推進

1 現状等

（1）現行政改革大綱の方針

【基本方針】

- ① 厳しい財政事情及び施設の効率的有効活用の観点から、施設の建替えは基本的に行わず、長寿命化を図ることを基本とする。
- ② 建て替えは、躯体強度に問題が生じ改修等が困難な場合及び施設の構造等からその効用が十分果たせなくなった場合に行う。
- ③ 長寿命化に当たっては、耐震性に加え老朽化の確認も必要であり、耐震性と老朽化を把握した上で、建物の長寿命化を計画する必要がある。
- ④ 耐震改修以外の施設の長寿命化施策は、防水、排水等施設の維持管理上欠くことのできない改修を最優先し、次に、エレベータ設置等施設の効用を増進させる改修に取り組んでいく。また、施設の長寿命化の基本的な部分以外についても、必要性に応じ内装等の改修を検討する。
- ⑤ 法定点検、定期点検、日常点検を徹底し、修繕が必要なものについては、即対応する。なお、点検実施の履行及び点検結果への対応について、管理を徹底していく。
また、各点検を確実に実施していくため、民間委託による点検の導入に取り組んでいく。
- ⑥ 施設の点検や管理状況を一元的に把握し、計画的な改修及び維持管理を行うため、施設管理は施設管理者を基本とするが、総務部営繕課において、全施設における維持管理の進行管理を行っていく。
- ⑦ 施設の効用を増進させることを目的とする改修は、バリアフリーの視点に立った改修とする。
- ⑧ 施設のバリアフリー化については、長寿命化のための改修時だけでなく、財政事情の許す範囲内で、引き続き計画的に順次進める。
- ⑨ 学校のトイレ改修、消防器具置場の改築等、これまで計画的に順次整備を進めているものについては、引き続き計画的な整備を進めていく。
- ⑩ 新たな施設は設置せず、学校の余裕教室など既存施設の有効活用を基本とする。また、施設の統廃合については、当該施設の果たしてきた役割、地域への影響等を勘案し、検討する。
- ⑪ 国の補助等財政的に有利な制度を活用できるときは、優先順位を変更して実施することを検討する。

【留意点】

実施に当たっては、次の点に留意する。

<施設の劣化状況の把握>

法定点検、定期点検、日常点検を徹底し、施設の状況を把握することが、ファシリティマネジメントを推進するためには最も重要な取組である。

そのために、点検の実施状況や点検結果による対応状況の徹底管理と包括的な進行管理を一元的に把握していく必要がある。

＜学校施設、幼稚園＞

関宿南部幼稚園と関宿中部幼稚園の統合については、二川小学校特別教室棟（未耐震化）の一部が学童保育所として活用されていることから、二川小学校特別教室棟の建て替え及び学童保育所移転を含めて検討する必要がある。

＜保育所＞

保育所については、既に耐震診断を実施しているが、限られた予算の中で全公共施設の長寿命化を推進する必要があるため、他の建物の耐震診断結果により改めて耐震改修の優先順位を検討する。

＜学童保育所＞

国の「新・放課後子ども総合プラン」が、既存の小學校外の学童について、余裕教室等を活用することが望ましいとしていることから、校外に設置された学童保育所を、順次余裕教室等へ移転する。

＜老人福祉施設、公民館、福祉会館等＞

2階建て施設については、エレベータ設置を検討する。

＜総合公園体育館＞

現在、実施している計画的改修を引き続き実施する。

＜本庁舎、いちいのホール、櫛のホール＞

今後、大規模な設備更新が予定されることから、計画的な設備の更新を検討する。

＜学校給食施設＞

学校給食施設の改修等については、センター、自校方式に関わらず老朽化による大規模改修及び改修中の給食業務について検討する。

＜市営住宅＞

引き続き計画的修繕を実施するとともに、空き室が増加している状況を踏まえ、管理戸数の縮小を検討する。その際には、民間施設の借上げ等を検討する。

＜斎場＞

老朽化した関宿斎場火葬棟について、火葬棟を廃止した場合の影響を精査した上で、改築又は廃止を検討する。

（2）ファシリティマネジメントとは

一般的には、所有する土地、建物、設備等を対象として、経営的観点から総合的に企画、管理、活用し、施設経費の最小化や効果的な維持管理運営を行う考え方や活動のこととされている。

野田市では、「施設の長寿命化を第一に考えた施設管理」と捉え、目標耐用年数を80年と定め、長寿命化に努めていくこととしている。

(3) これまでの取組

① 公共施設等適正管理計画推進会議の設置

施設の老朽化対策について、関係部課長で構成するプロジェクトチームによる検討を進めてきたが、財政的にも最大の課題であることから、令和3年6月に、長寿命化を中心とする適正な維持管理を図るため、市長を筆頭に主管者で構成する野田市公共施設等適正管理計画推進会議を設置した。これまでに3回会議を開催し、第2回及び第3回会議において、以下のとおり施設の大規模改修等の実施を決定した。

◆野田市公共施設等適正管理計画推進会議の開催状況

会議開催日	会議での決定内容
第2回 令和4年2月9日	福田体育館の耐震補強及び大規模改修の実施を決定（令和5年度及び令和6年度に工事を実施） ※本工事の完了により、全ての市有特定建築物が耐震化となる。
第3回 令和5年2月2日	学校給食センター、各学校の給食施設の老朽化について「学校給食施設の整備方針策定の先行整備」として、3項目を決定 ① 学校給食センターの新たな用地での整備 ② 南部小学校の学校給食施設の建替え ③ 東部中学校を親校、東部小学校を子校とする親子方式による学校給食施設整備

② 公共施設管理課の新設（令和6年度から）

施設の長寿命化を中心とする適正な維持管理を図るため、令和3年6月から専任の担当を2人配置した。令和6年4月からは、施設状況を同一の視点で包括的に把握し、より効率的な施設管理を進めるため、公共施設管理課を新設した。

③ 公共施設包括管理業務の導入（令和6年度から）

これまでは各施設管理者がそれぞれ施設の状況を把握しており、状況把握に統一性がなく、適切に改修の緊急性や優先順位を見極めることができていなかったことから、各施設の建築物及び設備機器の保守点検業務等を包括的に委託し、業務の効率化を図るとともに、同一視点で各施設の点検を行い、その点検結果や管理状況を一元的に把握することにより、適切に改修の緊急性や優先順位を見極め、施設の長寿命化を図るため、令和6年度から公共施設包括管理業務を導入している。

建物の状況を把握するため、公共施設包括管理業務受託者の専門技術者による巡回点検を実施し、改修の優先性を見極めることに併せ、突発的な不具合のうち軽微なものについては当該技術者がその場で補修を行っている。

なお、施設管理者等による日常点検については、令和元年度に作成した「施設管理者等による施設点検マニュアル」に基づき、月1回程度を目安に、施設の規模、老朽化度を勘案して実施し、施設の劣化状況の把握に努めている。

◆公共施設包括管理業務の概要

契約方法	公募型プロポーザル方式	対象施設	232 施設
協定締結日	令和6年3月29日		
協定期間	令和6年度から令和10年度までの5年間		
対象業務	各施設に共通する主要な設備（自動扉、昇降機、消防設備等）の保守点検業務や空調設備機器のフィルター清掃等 18 業務		

◆市有施設の状況（令和7年4月1日現在）

公共施設包括管理業務の対象施設は、232施設（借用2施設含む）で、そのうち、主要建物の築年数が30年を超える施設は161施設（69.4%）となっている。

	区分	施設名	施設数	築年数別施設数	
1	集会施設	公民館（10か所）、コミュニティセンター（南・北）、多世代交流センター、青少年センター、集会所（七光台・島・西町）、青年館（6か所）	23	10年以内	1
				10年超20年以内	0
				20年超30年以内	1
				30年超40年以内	8
				40年超50年以内	8
				50年超	5
2	文化施設	文化会館、市民会館、樺のホール	3	10年以内	0
				10年超20年以内	0
				20年超30年以内	1
				30年超40年以内	0
				40年超50年以内	0
3	博物館等	郷土博物館、鈴木貫太郎記念館、清水収納庫、上花輪収納庫、埋蔵文化財整理室	5	10年以内	0
				10年超20年以内	0
				20年超30年以内	0
				30年超40年以内	0
				40年超50年以内	0
4	スポーツ施設	総合公園、関宿総合公園、福田体育館、春風館道場	4	10年以内	0
				10年超20年以内	1
				20年超30年以内	1
				30年超40年以内	1
				40年超50年以内	1
5	レク・観光施設	関宿あおぞら広場	1	10年以内	0
				10年超20年以内	0
				20年超30年以内	0
				30年超40年以内	0
				40年超50年以内	1
6	産業系施設	農業構造改善センター（船形下・木野崎・岡田）、勤労青少年ホーム	4	10年以内	0
				10年超20年以内	0
				20年超30年以内	0
				30年超40年以内	3
				40年超50年以内	0
7	学校	小学校（20か所）、中学校（11か所）	31	10年以内	1
				10年超20年以内	0
				20年超30年以内	3
				30年超40年以内	2
				40年超50年以内	21
				50年超	4

8	その他教育施設	学校給食センター（野田・関宿）	2	10年以内	0
				10年超 20年以内	0
				20年超 30年以内	0
				30年超 40年以内	1
				40年超 50年以内	0
				50年超	1
9	幼保・こども園	幼稚園（3か所）、保育所（9か所）	12	10年以内	0
				10年超 20年以内	0
				20年超 30年以内	0
				30年超 40年以内	0
				40年超 50年以内	8
				50年超	4
10	幼児・児童施設	学童保育所（26か所）、子ども館（4か所）、児童センター、こだま学園、あさひ育成園	33	10年以内	4
				10年超 20年以内	2
				20年超 30年以内	3
				30年超 40年以内	2
				40年超 50年以内	17
				50年超	5
11	高齢福祉施設	老人福祉センター、中根地域福祉センター、やすらぎの郷、楽寿園、岩木小学校老人デイサービスセンター	5	10年以内	0
				10年超 20年以内	0
				20年超 30年以内	2
				30年超 40年以内	0
				40年超 50年以内	2
				50年超	1
12	障害福祉施設	あすなる職業指導所、心身障がい者福祉作業所、関宿心身障がい者福祉作業所、あおい空、こぶし園	5	10年以内	0
				10年超 20年以内	0
				20年超 30年以内	2
				30年超 40年以内	3
				40年超 50年以内	0
				50年超	0
13	保健施設	保健センター、関宿保健センター	2	10年以内	0
				10年超 20年以内	0
				20年超 30年以内	0
				30年超 40年以内	0
				40年超 50年以内	2
				50年超	0
14	その他社会保健施設	総合福祉会館、谷吉会館、七光台会館、島会館、関宿会館、関宿複合センター	6	10年以内	0
				10年超 20年以内	0
				20年超 30年以内	0
				30年超 40年以内	2
				40年超 50年以内	3
				50年超	1
15	庁舎等	市役所、いちいのホール、愛宕駅前出張所【借用】	3	10年以内	1
				10年超 20年以内	0
				20年超 30年以内	0
				30年超 40年以内	2
				40年超 50年以内	0
				50年超	0

16	消防施設	消防署消防本部、中央分署、北分署、南分署、関宿分署、関宿北出張所、消防団器具置場（56か所）	62	10年以内	15
				10年超 20年以内	9
				20年超 30年以内	9
				30年超 40年以内	8
				40年超 50年以内	16
				50年超	5
17	その他行政施設	鶴奉事務所、松ノ木資材置場	2	10年以内	0
				10年超 20年以内	0
				20年超 30年以内	1
				30年超 40年以内	0
				40年超 50年以内	0
				50年超	1
18	公営住宅	市営住宅（10か所）	10	10年以内	0
				10年超 20年以内	0
				20年超 30年以内	0
				30年超 40年以内	2
				40年超 50年以内	2
				50年超	6
19	供給処理施設	清掃工場、灰毛焼却場、不燃物処理施設、リサイクルセンター、第二清掃工場、第二清掃工場事務棟、堆肥センター	7	10年以内	0
				10年超 20年以内	1
				20年超 30年以内	2
				30年超 40年以内	2
				40年超 50年以内	1
				50年超	1
20	その他	斎場（野田・関宿）、梅郷駅東口市営自転車等駐輪場、自転車等保管所、北部まめばん【借用】、農産物直売所、駅連絡通路（5か所）、こうのとり の里	12	10年以内	2
				10年超 20年以内	7
				20年超 30年以内	2
				30年超 40年以内	1
				40年超 50年以内	0
				50年超	0
合計			232		

※築年数は、各施設における主要建物（面積が最も大きい建物）の建築年度により判定

築年数	施設数
10年以内	24(10.4%)
10年超 20年以内	20(8.6%)
20年超 30年以内	27(11.6%)
30年超 40年以内	37(16.0%)
40年超 50年以内	82(35.3%)
50年超	42(18.1%)
合計	232

2 課題

- ・令和6年度から委託している公共施設包括管理業務により、同一視点で各施設の点検を行い、その点検結果や管理状況を一元的に把握しており、その進行管理を徹底し、今後更に施設の点検結果等の情報を蓄積した上で、適切に改修の緊急性や優先順位を見極め、施設の長寿命化を図っていく必要がある。
- ・施設の長寿命化に当たり、改修の優先順位を定めた計画の策定を検討する必要がある。また、公共施設等適正管理計画推進会議を積極的に活用していく必要がある。
- ・建築後、相当の年数を経過し、改修が必要な施設が多いが、人口減少等により更に財政状況が厳しくなることが見込まれる中で、一度に改修することができず、長期化することが予想され、予防保全まで行う余裕がない。
- ・教育環境や災害時における避難所環境の向上を図る観点から、学校のトイレ改修や学校を含めた体育館の空調の設置等に係る費用が必要となり、施設の長寿命化に十分な経費を確保できず、長期化してしまう。
- ・施設の改修等に当たっては、国や県の補助金等特定財源の確保に最大限努めるとともに、財政的に有利な制度を活用できるときは、施設の個別計画を随時見直し、優先的に実施する必要がある。
- ・新たな施設については、学校の余裕教室等の既存施設を有効活用することを基本とする。
- ・改修に当たっては、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立つとともに、環境負荷の低減、脱炭素化を図る必要がある。
- ・市営住宅は、長寿命化を図りつつ、耐用年数を超過し市営住宅としての有用性がなくなった住宅については、民間施設の借上げを進め、管理戸数を縮小する必要がある。民間施設の借上げは、令和8年度中の導入を目指している。

3 次期行政改革大綱の方針（ファシリティマネジメントの基本方針）

- ① 施設管理は施設管理者が行うことを基本とするが、公共施設管理課において、全施設における維持管理の進行管理を徹底し、施設の長寿命化を図るため、公共施設包括管理業務により、同一視点で各施設の点検を行い、施設管理者等による日常点検も含め、その点検結果や管理状況を一元的に把握し、適切に改修の緊急性を見極め、教育環境等の向上を図る改修等も考慮し、優先順位を定める。
- ② 改修の緊急性を見極め、優先順位を定めるに当たっては、公共施設等適正管理計画推進会議を積極的に活用する。
- ③ 公共施設管理課において、施設整備に係る予算及び個別計画について包括的に管理し、施設整備に当たっては、国や県の補助金等特定財源の確保に最大限努めるとともに、公共施設等適正管理事業債等の財政的に有利な制度を活用できるときは、施設の個別計画を随時見直し、優先的に実施する。
- ④ 市民サービスに真に必要なものを除き、新たな施設の建設や施設の建替えは行わず、学校の余裕教室等の既存施設を有効活用することを基本とする。
- ⑤ 改修に当たっては、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立つとともに、環境負荷の低減、脱炭素化を図るものとする。